

北海道立旭川高等看護学院単位認定及び卒業認定に関する取扱規程

(令和3年4月入学生から)

(趣旨)

第1条 北海道立旭川高等看護学院学則(以下「学則」という。)第5章に基づく、単位認定及び卒業認定の取扱いは、この規程に定めるところによる。

(成績考査)

第2条 成績考査は、授業科目ごとに、筆記、口頭、実技等によって行う。

2 成績考査は、考査実施の2週間前までに掲示することを原則とする。

3 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達している者は、当該授業科目の成績考査を受けることができる。

(成績評価)

第3条 第2条の成績考査による評価は成績点をもって行うが、成績通知は評点又は評語をもって行う。

2 前項の成績評価は、次の基準によるものとする。

成績点	評語	評価内容	G P 評点
100点から90点	S	学習目標をほぼ完全に達成している	4
89点から80点	A	学習目標を相応に達成している	3
79点から70点	B	学習目標を相応に達しているが、不十分な点がある	2
69点から60点	C	学習目標を最低限は満たしている	1
59点以下	F	学習目標の最低限を満たしていない	0
認定	N	本学院以外で修得したもので、本学院が単位認定したもの	—

3 学則18条第7項に定める再試験又は再実習を受け、それに合格した者の成績点及び評語は、上記の区分にかかわらず60点、Cとする。

4 C以上を合格とする。

5 成績考査において、不正行為が判明した当該科目は不合格とする。

6 第2項に規定する成績評価については、所定のグレードポイント(以下「G P」という。)に従い、所定のG P評点を与える。

(G P Aの種類及び計算方法)

第4条 平均成績の評価は、G Pの平均値であるグレートポイントアベレージ(以下「G P A」という。)による。

2 G P Aの種類は、学年G P A、累積G P Aとする。

3 学年G P Aとは、当該学年に履修した全ての授業科目のG Pの平均をいい、累積G P Aとは入学時以後に履修した全ての授業科目のG Pの平均をいい、それぞれの計算式により算出し、小数点以下3位を四捨五入する。

(1) 学年G P A

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた授業科目のG P} \times \text{その授業科目の単位数) の総和}}{\text{当該学年に評価を受けた授業科目の総単位数}}$$

(2) 累積GPA

$$\frac{(\text{入学時以後に成績評価を受けた授業科目のGPA} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{入学時以後に評価を受けた授業科目の総単位数}}$$

- 4 本学院以外の他大学等で単位修得した授業科目を、本学院の履修として認定した授業科目（以下「認定科目」という。）は、GPA評価の対象としない。

（既修得単位認定の申請）

第5条 学則第5章第18条第3項に定める単位の認定を受けようとする者は、別記第1号様式により申請しなければならない。

- 2 単位の認定を受けようとする科目単位取得を明らかにする書類を添付する。

- ア 成績証明書・単位修得等証明書
- イ 単位修得時の教育課程（申請科目のシラバス）

（補習）

第6条 学則第5章第18条第5項の規定により、正当な理由で当該授業科目の出席時間数が3分の2に達しない者が補習を受けようとする場合は、別記第2号様式により、学院長に補習の実施を願い出なければならない。

- 2 学則第5章第18条第5項中の欠席の理由が正当であると認められる者とはおおむね次の者とする。

- (1) 疾病のためやむを得ず欠席した者
- (2) 2親等以内の親族の葬儀等のためやむを得ず欠席した者
- (3) 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した者
- (4) 学院長が正当な理由と認めた者

- 3 補習を受けようとする場合は、正当な理由であることを証明する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病の場合：診断書
- (2) 親族の葬儀等：親族の葬儀を証明できる書類等
- (3) 災害等不測の事態：交通機関の遅延証明書等
- (4) その他事前の申し出：欠席届（別記第3号様式）

（追試験）

第7条 学則第5章第18条第8項の規定により、正当な理由で学科試験を欠席した者が追試験を受けようとする場合は、別記第1号様式により、学院長に追試験の実施を願い出なければならない。

- 2 学則第5章第18条第8項中の欠席の理由が正当であると認められる者とはおおむね次の者とする。

- (1) 疾病のためやむを得ず欠席した者
- (2) 2親等以内の親族の葬儀等のためやむを得ず欠席した者
- (3) 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した者
- (4) 学院長が正当な理由と認めた者

- 3 追試験を受けようとする場合は、正当な理由であることを証明する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病の場合：診断書
- (2) 親族の葬儀等：親族の葬儀を証明できる書類等
- (3) 災害等不測の事態：交通機関の遅延証明書等
- (4) その他：やむをえず欠席に至った経緯書

(補習実習)

第8条 学則第5章第18条第8項の規定により、正当な理由で当該臨地実習の出席時間数が3分の2に達しない者が補習を受けようとする場合は、別記第2号様式により、学院長に補習実習の実施を願い出なければならない。

2 補習を受けようとする場合は、正当な理由であることを証明する書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病の場合：診断書
- (2) 親族の葬儀等：親族の葬儀を証明できる書類等
- (3) 災害等不測の事態：交通機関の遅延証明書等
- (4) その他事前の申し出：欠席届（別記第3号様式）

(再試験)

第9条 学則第5章第18条第7項の規定により、学科試験の成績が合格点数に達しない者が再試験を受けようとする場合は、別記第4号様式により学院長に再試験の実施を願い出なければならない。

2 再試験の時期及び方法は、当該授業科目担当と協議する。

3 再試験は原則1回限りとする。

(再実習)

第10条 学則第5章第18条第7項の規定により、臨地実習の成績が合格点数に達しない者が再実習を受けようとする場合は、別記第4号様式により学院長に再実習の実施を願い出なければならない。

2 再実習の時期及び方法は、当該学科の実習施設と協議する。

3 再実習は原則1回限りとする。

(科目履修の条件)

第11条 必要な科目履修の条件については、次のとおりとする。

- (1) 地域看護学科
別表1のとおりとする。
- (2) 助産学科
別表2のとおりとする。
- (3) 看護学科
別表3及び4のとおりとする。

(卒業の要件)

第12条 次の各号に該当する者について卒業を認める。

- (1) 学則第2条第2項及び第3項で定める修学年限の者。
- (2) 当該学科の学則別表に定める教育課程の単位を修得した者。

(単位認定会議)

第13条 学院長は、学則第5章第18条に定める単位の認定にあたり、単位の認定に関する会議（以下「単位認定会議」という）を設けることができる。

2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、事務長、当該学科教務主幹、当該学科教務主査及び講師とする。

(卒業認定会議)

第 14 条 学院長は学則第 5 章第 19 条に定める卒業の認定にあたり、卒業に関する認定会議（以下「卒業認定会議」という）を設けることができる。

2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、事務長、当該学科教務主幹、当該学科教務主査及び講師とする。

別表 1

地域看護学科における科目履修の条件

科目名	科目履修条件
公衆衛生看護学実習 I・II	当該実習開始前の成績考査に合格
公衆衛生看護管理論実習	公衆衛生看護学実習 I・II の成績考査に合格

別表 2

助産学科における科目履修の条件

科目名	科目履修条件
助産学実習	各実習区分前に行われるすべての成績考査に合格
助産学研究（助産学研究の実際）	継続事例実習の成績考査に合格

別表 3

看護学科における科目履修の条件（令和 3 年度入学生）

科目名等	科目履修条件
統合実習	3 年次に開講する実習科目において、5 科目以上の成績考査に合格または合格の見込みがある。

別表 4

看護学科における科目履修の条件（令和 4 年 4 月入学生から）

科目名等	科目履修条件
基礎看護学実習 II	1 年次に開講する基礎看護学実習 I の成績考査に合格
2 年次開講科目	1 年次に開講する科目の成績考査すべてに合格
3 年次開講科目	2 年次に開講する科目の成績考査すべてに合格
統合実習	3 年次に開講する実習科目において、5 科目以上の成績考査に合格または合格の見込みがある。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。